

消費者教育に関する県教育庁高校教育課の取り組みについて

1 高等学校における消費者教育について

(1) 高等学校学習指導要領（平成30年告示）（以下、学習指導要領と呼ぶ）に基づく教育（各教科、科目の契約に関する内容）

○家庭科

- ・「家庭基礎」（2単位）または「家庭総合」（4単位）を全員が履修
- ・成年年齢引下げをふまえ、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて学習
※令和4年度入学生から、「消費生活分野」を1年または2年で学習

○公民科

- ・「現代社会」（2単位）または「政治・経済」（2単位）を全員が履修
- ・消費者基本法や消費者契約法を踏まえ、消費者の問題について学習
※令和4年度入学生から、必修科目である「公共」（2単位）を1年または2年で履修

(2) 消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」の活用について周知

(3) 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育に係る教員の指導力向上に向けた取組

○令和4年度教員向け消費者教育講座（令和4年7月）

県生活文化課と連携し、学習指導要領を踏まえた実践的な消費者教育の方法についてオンラインによる研修を実施した。

○令和4年度教育課程研究協議会（令和4年9月）

全校の家庭科教員に対し、消費生活に係る好事例を周知するとともに、各校における消費生活分野の授業における成果及び課題について協議を行った。

2 金融経済教育

お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う。

(1) 学習指導要領に基づく金融経済教育

○公民科：金融を通じた経済活動の活性化等について学習

○家庭科：家庭経済と国民経済との関わり及び、資産形成の視点について学習

(2) 県金融広報委員会金融教育研究校2校を中心とした研究活動

○令和4年度金融教育研究校

- ・古河第一高校（令和3・4年度）公開授業：令和4年12月15日実施
- ・高萩清松高校（令和4・5年度）

(3) 成年年齢引下げに伴う消費者教育教材をまとめた「茨城県金融教育特設ページ」を開設し、学校の授業や生徒の家庭学習支援のための情報提供を行っている。

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/koukou/career/kinyu/index.html>

3 環境教育の充実

学校における体験活動等の環境教育の充実を図るとともに、教員の研修を充実させ環境教育の推進に資する。

- ・「環境教育実践事例集」の活用
- ・教員研修「持続可能な社会を創る！SDGs研修講座」の実施

4 今後の取組

○学習指導要領に基づき、公民科や家庭科の授業において、自立した消費者の育成を図る課題解決的な学習の充実を図る。（例：売買や金銭の貸し借り等、身近な契約をめぐるトラブル等）

○令和5年度教育課程研究協議会（公民科及び家庭科）において、実践的な消費者教育に係る好事例を周知することで、消費者教育の一層の充実を図る。

○令和5年度金融教育研究校

- ・高萩清松高校（令和5年12月頃に公開授業を実施）
- ・坂東清風高校（令和5・6年度）【新規】

○環境教育の充実へむけ、引き続き教員研修を推進する。